

昭和四十八年総理府令第四十一号

恩給法等の一部を改正する法律附則第三条
の仮定俸給年額を定める総理府令

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年
法律第六十号）附則第三条の規定に基づき、同条
の仮定俸給年額を定める総理府令を次のように定
める。

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八
年法律第六十号）附則第三条に規定する総理府
令で定める額は、昭和四十八年九月三十日にお
ける恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年
額に対応する同法附則別表の仮定俸給年額をA
とし、同表に掲げる仮定俸給年額のうち、Aの
直近下位の仮定俸給年額をB、Aの直近上位の
仮定俸給年額をC、Bの四段階上位の仮定俸給
年額をD、Cの四段階上位の仮定俸給年額をE
とした場合における次の算式により算出した額
（その額に、五十円未満の端数があるときはこ
れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があ
るときはこれを百円に切り上げるものとする。）
とする。

$$D + (E - D) \times (A - B) / (C - B)$$

附 則

この府令は、昭和四十八年十月一日から施行
する。